

## 栃木県もの忘れ・認知症相談医設置要綱

### (目的)

第1条 県は、高齢者等が身近な医療機関において、気軽にもの忘れや認知症の相談ができ、より早い段階から適切な医療と介護のサービスを提供できる体制を整備するため、もの忘れ・認知症相談医を設置し、地域における認知症の早期発見及び早期診断等を推進する。

### (呼称)

第2条 前条のもの忘れ・認知症相談医の呼称は、とちぎオレンジドクターとする。

### (役割)

第3条 とちぎオレンジドクターの役割は、次のとおりとする。

- (1) もの忘れ及び認知症に関する相談
- (2) 認知症患者とその家族への支援
- (3) 認知症初期集中支援チームへの協力 等

### (登録)

第4条 とちぎオレンジドクターは、次の要件を満たす医師とし、様式第1号により第5条第1項の公表に同意した者とする。

- (1) 認知症サポート医養成研修を修了又は受講する予定の医師であって、かつ県が実施するもの忘れ・認知症相談医向け研修を受講できる医師
  - (2) その他前号の研修に類似する研修を修了し知事が特に認めた医師
- 2 県は、前項のとちぎオレンジドクターに対し、別記の認定証及び認定プレートを交付する。
- 3 とちぎオレンジドクターは、前項の認定証及び認定プレートを院内等に掲示するものとする。

### (公表)

第5条 県は、栃木県ホームページ等においてとちぎオレンジドクターの名簿を公表する。

- 2 とちぎオレンジドクターは、前項の名簿の登載情報に変更があった場合は、様式第2号により栃木県に届け出るものとする。
- 3 とちぎオレンジドクターは、県外の医療機関に異動した場合、医療機関を廃止した場合又は認知症サポート医研修を受講予定であったが受講しない場合などには、様式第3号により栃木県に届け出るとともに、第4条第2項の認定プレート及び認定証を返還するものとする。

### (支援)

第6条 県は、とちぎオレンジドクターに対し、栃木県医師会等の関係団体と連携して、研修会等を実施する。

### (情報の提供)

第7条 県は、第5条第1項の名簿を、市町及び地域包括支援センターに提供する。

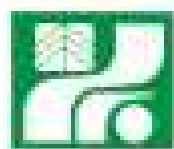
- 2 県は、認知症の早期発見及び早期診断等を啓発するポスター等を作成し、県内の医療機関に配付する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は保健福祉部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年9月9日から実施する。



第 号

# 認定証

様

貴方をもの忘れ・認知症に関する  
相談、認知症の方やその家族への  
支援などを行う、栃木県もの忘れ・  
認知症相談医(とちぎオレンジドクター)  
として認定します。



認定日 年 月 日

栃木県知事 福田 富一

別記



「とちぎオレンジドクター」プレート

様式第1号（第5条第1項関係）

同 意 書

私は、とちぎオレンジドクター（もの忘れ・認知症相談医設置要綱第4条に規定する医師）として、氏名、勤務先名、診療科名、勤務先住所、勤務先電話番号を、栃木県ホームページにおいて公表するとともに、県内の市町及び地域包括支援センターへ情報提供することに同意します。

栃木県知事 様

年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_

勤務先 \_\_\_\_\_

診療科 \_\_\_\_\_

勤務先住所 \_\_\_\_\_

勤務先電話番号 \_\_\_\_\_

様式第2号（第5条第2項関係）

とちぎオレンジドクター登録変更届

とちぎオレンジドクターとして登録している情報を、次のとおり変更します。

項 目	変 更 前	変 更 後
氏 名		
勤 務 先		
診 療 科		
勤 務 先 住 所		
勤 務 先 電 話 番 号		

栃木県知事 様

年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_

様式第3号（第5条第3項関係）

とちぎオレンジドクター登録辞退届

とちぎオレンジドクターとしての登録を辞退いたします。

栃木県知事 様

年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_

勤務先 \_\_\_\_\_

診療科 \_\_\_\_\_

勤務先住所 \_\_\_\_\_

勤務先電話番号 \_\_\_\_\_